

第2四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社ラクーン

(E05563)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
① 【株式の総数】	8
② 【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	9
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	11
(4) 【ライツプランの内容】	11
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	11
(6) 【大株主の状況】	11
(7) 【議決権の状況】	12
① 【発行済株式】	12
② 【自己株式等】	12
2 【株価の推移】	12
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	12
3 【役員の状況】	12
第5 【経理の状況】	13
1 【四半期財務諸表】	14
(1) 【四半期貸借対照表】	14
(2) 【四半期損益計算書】	16
【第2四半期累計期間】	16
【第2四半期会計期間】	17

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】	18
【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	19
【簡便な会計処理】	19
【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	19
【注記事項】	20
【セグメント情報】	22
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年12月10日
【四半期会計期間】	第15期第2四半期（自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日）
【会社名】	株式会社ラクーン
【英訳名】	RACCOON CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小方 功
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1692（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目18番11号
【電話番号】	03-5652-1711
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当副社長 今野 智
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第2四半期 累計期間	第15期 第2四半期 累計期間	第14期 第2四半期 会計期間	第15期 第2四半期 会計期間	第14期
会計期間	自平成21年 5月1日 至平成21年 10月31日	自平成22年 5月1日 至平成22年 10月31日	自平成21年 8月1日 至平成21年 10月31日	自平成22年 8月1日 至平成22年 10月31日	自平成21年 5月1日 至平成22年 4月30日
売上高（千円）	3,724,438	3,839,825	1,920,764	1,932,785	7,642,670
経常利益（千円）	61,204	53,483	33,965	39,068	102,138
四半期（当期）純利益（千円）	61,429	49,459	32,811	38,496	108,150
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	—	744,900	744,900	744,900
発行済株式総数（株）	—	—	9,081	9,081	9,081
純資産額（千円）	—	—	934,607	1,014,800	981,414
総資産額（千円）	—	—	1,755,010	2,074,774	1,999,725
1株当たり純資産額（円）	—	—	102,919.04	111,749.90	108,073.37
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	6,764.61	5,446.48	3,613.20	4,239.22	11,909.51
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	1,600.00
自己資本比率（％）	—	—	53.3	48.9	49.1
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	63,259	3,818	—	—	111,309
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△34,382	△41,128	—	—	△76,975
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	△71,667	38,588	—	—	118,338
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	561,303	758,045	756,767
従業員数（人）	—	—	85	86	90

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年10月31日現在

従業員数（人）	86	（20）
---------	----	------

（注） 1．従業員は就業人員であります。

2．従業員数欄の（ ）外数は、臨時雇用者（パートタイマーを含みます。）の当第2四半期会計期間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社はアパレル及び雑貨ジャンルの商品を受注し、仕入、販売しておりますが、受注から売上までの期間が短期間のため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社はスーパーデリバリー事業のみの単一セグメントであります。当第2四半期会計期間の販売実績を売上種類別に示すと、次のとおりであります。

売上種類別	当第2四半期会計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)	前年同期比 (%)
商品売上 (千円)	1,782,012	100.7
会員小売店向け売上 (会費) (千円)	64,054	103.1
出展企業向け売上 (基本料等) (千円)	86,719	97.4
合計 (千円)	1,932,785	100.6

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第2四半期会計期間における我が国経済は、政府の景気対策の効果等により企業収益の改善が見られましたが、雇用情勢が依然として厳しい状況であることや、急激な円高等により、先行きの不透明感は依然として解消されないまま推移しており、景気減速が懸念されております。

このような状況の中、当社は、「中期経営戦略総括及び平成23年4月期以降の経営方針に関するお知らせ」（平成22年6月4日公表）で公表いたしましたとおり、当期から「中期経営戦略（前事業年度末で終了）以降の第2ステージと位置づけ、持続的な成長に向け、会員小売店及び出展企業の「質の向上」を図ることで、「スーパーデリバリー」の「ブランド価値」を高めていくことに取り組んでおります。

この取り組みは、より質の高い「会員小売店」及び「出展企業」を獲得した上で、客単価や稼働率の向上を図り、両者の継続した取引を拡大することで商品売上高を増加させていくことを目的としております。そのため、「会員小売店」につきましては、6月より審査基準の引き上げを段階的に実施しております。審査基準の引き上げに伴い、一時的に新規の会員小売店数が減少していることで、現時点においては全体的な購入客数が伸び悩んでおりますが、一方で、引き上げ後に獲得した会員小売店の購入率、客単価、継続率（無料お試し期間から有料会員への移行率）は、それ以前に獲得した会員小売店と比べ向上しております。現状、審査基準引き上げ後に獲得した会員小売店の「スーパーデリバリー」全体に対する占有率は非常に低いことから、全体的な客単価やリピート率といった数値へのインパクトがまだまだ小さいですが、今後、新規獲得が進むことで占有率が向上し、全体的な数値が向上していくと考えております。

また、「出展企業」につきましても、前事業年度より引き続き審査基準を引き上げ、より「小売店のニーズに適合した質の高い企業」に絞って出展させることに加え、当社からも積極的な営業をかけ、「スーパーデリバリー」全体のブランド価値向上に資する企業を誘致することに努めております。この結果、質の高い企業を徐々に獲得することが出来ており、「スーパーデリバリー」のサイト上に掲載されることで、「スーパーデリバリー」のブランド価値が向上し、他の優良企業の出展を促進させる牽引役となっております。この他、海外メーカー・インポーターに対する支援の強化を実施しております。

この結果、第2四半期会計期間の業績につきましては、売上高が1,932,785千円（前年同期比100.6%）となりました。売上総利益率は16.7%と前年同期と同じでした。費用面においては、販売費及び一般管理費が、前事業年度に引き続き全般的に低水準で推移いたしました。この結果、営業利益は39,745千円（前年同期比117.8%）となり、営業利益率は2.1%と前年同期1.7%より0.4%上昇いたしました。この他、経常利益39,068千円（前年同期比115.0%）、四半期純利益38,496千円（前年同期比117.3%）となりました。

なお、当第2四半期会計期間末における「スーパーデリバリー」の経営指標は会員小売店数28,946店舗（前期末比575店舗増）、出展企業数1,014社（前期末比20社減）、商材掲載数278,746点（前期末比12,210点増）となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、第1四半期会計期間末より80,065千円増加し、758,045千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間末における営業活動による資金の増加は26,410千円となりました（前年同四半期は982千円の減少）。増加の主な要因は売掛債権が110,409千円増加したものの、税引前四半期純利益39,068千円が計上されたことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間末における投資活動による資金の減少は20,924千円となりました（前年同四半期は16,736千円の減少）。減少の主な要因はソフトウェア開発及びソフトウェアの購入による無形固定資産の取得のための支出が20,924千円発生したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期会計期間末における財務活動による資金の増加は74,579千円となりました（前年同四半期は37,500千円の減少）。増加の主な要因は長期借入金の返済による支出が25,421千円発生した一方で、長期借入れによる収入が100,000千円発生したことによるものであります。

(3)事実上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

(5)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社では、下半期以降におきましても、引き続き、将来的な事業規模の拡大及び競合他社との差別化を図る目的から、「スーパーデリバリー」の「ブランド価値の向上」に取り組んでまいります。会員小売店及び出展企業の審査基準をともに引き上げた影響により、下半期以降についても緩やかに増加することを見込んでおります。当社は、今後も審査基準の引き上げにより獲得したアクティブな会員小売店、出展企業の比率を積極的に高め、また、購入客数や客単価、リピート率の向上を図る施策に積極的に取り組んでいくことで、商品売上高を増加させていく方針であります。

また、当社は、平成22年11月17日開催の取締役会において、株式会社トラスト&グロースの株式の100%を取得し、同社を子会社化することを決議し、同日付けで株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、平成22年11月30日に同社の株式の100%を取得いたしました。株式会社トラスト&グロースは、企業の取引先に対する売掛債権を保証することで保証料を徴収し、当該売掛債権が支払い不能になった場合に予め設定した保証金額を企業に支払うサービスを提供しております。今回の株式取得により、これまで外部にアウトソーシングしていた取引先に対する与信管理機能を内部に取り込むことで、中小企業間決済事業を推進する上での重要なノウハウを当社グループとして取得でき、中小企業間決済を当社の新たな事業ドメインとして事業展開を図る体制が構築できると考えております。一方で、売掛保証事業を当社グループ内に抱えることによるリスクに関しては、株式会社トラスト&グロースが既に売掛債権に対する与信管理ノウハウを保有しており、その実績もあるため、当社が自社で売掛債権の与信管理の仕組みを構築する場合に比べ、むしろリスクが小さいと認識しております。また、株式会社トラスト&グロースを連結子会社にすることで、従来同社へ支払っていた当社の会員小売店の売掛債権に対する保証料が、連結決算上の内部コストとして取り扱われることで、当社の業績の向上に寄与するものと考えております。

また、株式会社トラスト&グロースを連結子会社にすることで、以前より検討してきた中小企業間決済を「スーパーデリバリー」に続く当社の新たな事業ドメインとして位置付け、これを積極的に成長させていく所存であります。具体的には、同社が従来から中小企業に対する売掛債権保証を得意としており、「スーパーデリバリー」の会員小売店や、出展企業の販売先とターゲットが重なっていることから、今後、「スーパーデリバリー」との様々なシナジー効果を期待できると考えております。また、同社をグループ化することで、当社の顧客（会員小売店・出展企業）のネットワーク及びIT技術といった当社のリソースを投入することが可能になることから更に成長を加速させることが可能であると確信しております。

さらに、中小企業に対する売掛債権保証は高度な与信ノウハウが必要とされ、競合する他の保証会社の手掛け難い分野であるため、「スーパーデリバリー」とのシナジー効果だけではなく、単体の事業としても、同社の売掛保証事業が中小企業の企業間流通における決済機能として重要な役割を果たすことが期待され、将来的に事業規模を拡大していける要素が充分にあると考えております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,784
計	20,784

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数（株） （平成22年10月31日）	提出日現在発行数（株） （平成22年12月10日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,081	9,081	東京証券取引所 （マザーズ）	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	9,081	9,081	—	—

（注） 「提出日現在発行数」欄には、平成22年12月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成16年7月30日定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年10月31日)
新株予約権の数(個)	484
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	484
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	200,000
新株予約権の行使期間	自 平成18年9月1日 至 平成26年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数(但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。)に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株(または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株(発行時の1単元株は1株))未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

3. 新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは当社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、当社または当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、当社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(3) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。

(5) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

② 平成17年7月29日定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成22年10月31日)
新株予約権の数(個)	76
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	76
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)1	200,000
新株予約権の行使期間	自 平成19年9月1日 至 平成27年7月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200,000 資本組入額 100,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額

権利付与日以降、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式の発行または処分をする場合、株式の分割による普通株式を発行する場合、行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額の発行が行われる場合により当社の発行済普通株式数(但し、当社の保有する普通株式に係る自己株式数を除く。)に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

2. 新株予約権の目的となる株式の数

調整後行使価格に従い行使価額が調整される場合、各新株予約権につき、調整後の各新株予約権の目的となる株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前の各本新株予約権の目的となる株式数に調整前行使価額を乗じた額と等しくなるよう、各本新株予約権の目的となる株式数は適切に調整されるものとする。但し、本新株予約権の目的となる株式数の調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使してない本新株予約権のみについて行われ、調整の結果生ずる1株(または当社が端株制度もしくは単元株制度を採用する場合は1端株もしくは1単元株(発行時の1単元株は1株))未満の株式数は切り捨てる。かかる調整により各新株予約権の目的となる株式数が0となる場合には、かかる調整を行わないものとする。

3. 新株予約権の行使条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 新株予約権者は、行使時において、当社の取締役、監査役または従業員もしくは会社が直接もしくは間接に過半数の株式を有する当該会社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、会社または会社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、会社都合の退職の場合、その他正当な理由がある場合で、会社が書面で認めた場合についてはこの限りではない。

(3) 新株予約権は、譲渡、質入、担保の設定その他処分することができない。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使することはできない。

(5) その他の条件については、定時株主総会の決議に基づく「新株予約権の要項」に定めております。

4. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、当社の役職員でなくなったことにより権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成22年8月1日～ 平成22年10月31日	—	9,081	—	744,900	—	101,316

(6) 【大株主の状況】

平成22年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
小方 功	東京都中央区	2,930	32.26
株式会社フロックス	静岡県静岡市駿河区南町10-5	500	5.50
松浦 俊見	東京都文京区	420	4.62
安原 幹雄	京都府福知山市	331	3.64
OCBC SECURITIES PRIVATE LIMITED-CLIENT A/C	東京都品川区東品川2丁目3番14号	240	2.64
石井 俊之	東京都中央区	160	1.76
株式会社広明通信社	東京都千代田区神田多町2丁目1-1東山ビル	160	1.76
今野 智	東京都世田谷区	137	1.50
ジャイク・インキュベーション一 号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町3丁目11番地精興竹 橋共同ビル	120	1.32
ラクーン社員持株会	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目18-11	110	1.21
計	—	5,108	56.24

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,081	9,081	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	9,081	—	—
総株主の議決権	—	9,081	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 5月	6月	7月	8月	9月	10月
最高（円）	200,000	185,000	158,900	146,000	126,000	113,000
最低（円）	160,000	157,000	145,200	118,000	110,300	98,200

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。
役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
取締役経営戦略担当副社長	取締役経営戦略担当副社長 兼事業企画部長	石井 俊之	平成22年12月1日

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成21年8月1日から平成21年10月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年5月1日から平成21年10月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成22年8月1日から平成22年10月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年5月1日から平成22年10月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成21年8月1日から平成21年10月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成21年5月1日から平成21年10月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成22年8月1日から平成22年10月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成22年5月1日から平成22年10月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年10月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	769,434	767,104
売掛金	990,275	935,282
貯蔵品	173	257
繰延税金資産	30,950	30,950
その他	22,442	17,972
貸倒引当金	△5,877	△2,980
流動資産合計	1,807,398	1,748,588
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,394	17,033
減価償却累計額	△8,998	△8,078
建物（純額）	9,395	8,954
車両運搬具	1,419	1,419
減価償却累計額	△1,009	△598
車両運搬具（純額）	410	821
工具、器具及び備品	15,112	14,887
減価償却累計額	△12,372	△11,743
工具、器具及び備品（純額）	2,739	3,143
有形固定資産合計	12,545	12,919
無形固定資産		
ソフトウェア	118,223	135,859
ソフトウェア仮勘定	65,398	29,917
その他	1,258	592
無形固定資産合計	184,879	166,369
投資その他の資産		
投資有価証券	10,821	12,364
敷金及び保証金	56,719	56,719
長期前払費用	745	1,099
繰延税金資産	1,601	1,601
その他	62	62
投資その他の資産合計	69,950	71,848
固定資産合計	267,376	251,137
資産合計	2,074,774	1,999,725

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年10月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年4月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	640,389	662,384
1年内返済予定の長期借入金	109,504	79,784
未払金	37,000	42,060
未払費用	15,374	12,897
未払配当金	716	301
未払法人税等	3,550	2,190
賞与引当金	16,666	15,881
販売促進引当金	18,590	17,190
その他	30,761	24,098
流動負債合計	872,551	856,789
固定負債		
長期借入金	184,920	161,522
資産除去債務	2,501	—
固定負債合計	187,421	161,522
負債合計	1,059,973	1,018,311
純資産の部		
株主資本		
資本金	744,900	744,900
資本剰余金	132,372	132,372
利益剰余金	143,080	108,150
株主資本合計	1,020,352	985,422
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△5,551	△4,008
評価・換算差額等合計	△5,551	△4,008
純資産合計	1,014,800	981,414
負債純資産合計	2,074,774	1,999,725

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成21年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成22年10月31日)
売上高	3,724,438	3,839,825
売上原価	3,095,379	3,195,630
売上総利益	629,058	644,195
販売費及び一般管理費	※ 567,892	※ 589,130
営業利益	61,165	55,064
営業外収益		
受取利息及び配当金	703	705
その他	277	65
営業外収益合計	981	770
営業外費用		
支払利息	728	2,334
社債利息	212	—
その他	0	17
営業外費用合計	941	2,351
経常利益	61,204	53,483
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,510	—
特別利益合計	1,510	—
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,119
固定資産除却損	1,021	—
特別損失合計	1,021	1,119
税引前四半期純利益	61,694	52,364
法人税、住民税及び事業税	265	1,145
過年度法人税等	—	1,760
法人税等合計	265	2,905
四半期純利益	61,429	49,459

	前第2四半期会計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)	当第2四半期会計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)
売上高	1,920,764	1,932,785
売上原価	1,598,842	1,609,464
売上総利益	321,921	323,321
販売費及び一般管理費	※ 288,188	※ 283,575
営業利益	33,733	39,745
営業外収益		
受取利息及び配当金	403	431
その他	223	31
営業外収益合計	627	463
営業外費用		
支払利息	299	1,140
社債利息	96	—
その他	0	—
営業外費用合計	395	1,140
経常利益	33,965	39,068
特別損失		
固定資産除却損	1,021	—
特別損失合計	1,021	—
税引前四半期純利益	32,944	39,068
法人税、住民税及び事業税	132	572
法人税等合計	132	572
四半期純利益	32,811	38,496

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成21年 5 月 1 日 至 平成21年10月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成22年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	61,694	52,364
減価償却費	19,840	25,436
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	80	2,897
受取利息及び受取配当金	△703	△705
支払利息及び社債利息	941	2,334
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	1,119
固定資産除却損	1,021	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△83,788	△54,993
たな卸資産の増減額 (△は増加)	173	84
仕入債務の増減額 (△は減少)	73,500	△21,995
前受金の増減額 (△は減少)	4,819	3,938
前渡金の増減額 (△は増加)	△484	—
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△9,999	△2,892
その他	△1,289	△48
小計	65,806	7,539
利息及び配当金の受取額	703	705
利息の支払額	△961	△2,136
法人税等の支払額	△2,290	△2,290
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,259	3,818
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△300	△225
無形固定資産の取得による支出	△34,892	△40,903
長期前払費用の取得による支出	△190	—
敷金及び保証金の回収による収入	1,000	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△34,382	△41,128
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△25,200	—
長期借入れによる収入	—	100,000
長期借入金の返済による支出	△16,800	△46,882
社債の償還による支出	△16,500	—
配当金の支払額	△13,167	△14,529
財務活動によるキャッシュ・フロー	△71,667	38,588
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△42,791	1,277
現金及び現金同等物の期首残高	604,094	756,767
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 561,303	※ 758,045

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第 2 四半期累計期間 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成22年10月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	資産除去債務に関する会計基準の適用 第 1 四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日）を適用しております。 これにより、当第 2 四半期累計期間の営業利益、経常利益が135千円、税引前四半期純利益が1,254千円減少しております。また当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は2,480千円であります。

【簡便な会計処理】

	当第 2 四半期累計期間 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成22年10月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成21年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成22年10月31日)												
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給与手当</td><td>172,076千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>17,099千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>1,591千円</td></tr> </table> [追加情報] 前事業年度にオンライン激安問屋事業を廃止し、組織体制の変更を行っております。この結果、アルバイト人員が減少し、雑給として処理しておりましたアルバイト人件費の重要性が減少しております。 そのため、第1四半期会計期間より給与手当にアルバイト人件費を含め表示しております。 なお、前第2四半期累計期間の給与手当にアルバイト人件費を含めると、163,668千円となります。	給与手当	172,076千円	賞与引当金繰入額	17,099千円	貸倒引当金繰入額	1,591千円	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給与手当</td><td>192,557千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>16,666千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>2,897千円</td></tr> </table>	給与手当	192,557千円	賞与引当金繰入額	16,666千円	貸倒引当金繰入額	2,897千円
給与手当	172,076千円												
賞与引当金繰入額	17,099千円												
貸倒引当金繰入額	1,591千円												
給与手当	192,557千円												
賞与引当金繰入額	16,666千円												
貸倒引当金繰入額	2,897千円												

前第2四半期会計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)	当第2四半期会計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)												
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給与手当</td><td>88,364千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>10,301千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>129千円</td></tr> </table> [追加情報] 前事業年度にオンライン激安問屋事業を廃止し、組織体制の変更を行っております。この結果、アルバイト人員が減少し、雑給として処理しておりましたアルバイト人件費の重要性が減少しております。 そのため、第1四半期会計期間より給与手当にアルバイト人件費を含め表示しております。 なお、前第2四半期会計期間の給与手当にアルバイト人件費を含めると、79,877千円となります。	給与手当	88,364千円	賞与引当金繰入額	10,301千円	貸倒引当金繰入額	129千円	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>給与手当</td><td>92,830千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td><td>10,382千円</td></tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td><td>2,160千円</td></tr> </table>	給与手当	92,830千円	賞与引当金繰入額	10,382千円	貸倒引当金繰入額	2,160千円
給与手当	88,364千円												
賞与引当金繰入額	10,301千円												
貸倒引当金繰入額	129千円												
給与手当	92,830千円												
賞与引当金繰入額	10,382千円												
貸倒引当金繰入額	2,160千円												

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成21年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成22年10月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年10月31日現在) (千円)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年10月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 470,847	現金及び預金勘定 769,434
預入期間3か月超の定期預金 △10,000	預入期間3か月超の定期預金 △10,036
別段預金 △410	別段預金 △1,353
有価証券勘定 100,866	現金及び現金同等物 758,045
現金及び現金同等物 561,303	

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年10月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成22年5月1日 至平成22年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 9,081株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年7月24日 定時株主総会	普通株式	14,529	1,600	平成22年4月30日	平成22年7月26日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自平成22年5月1日 至平成22年10月31日）及び当第2四半期会計期間（自平成22年8月1日 至平成22年10月31日）

当社は、スーパーデリバリー事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年10月31日)	前事業年度末 (平成22年4月30日)
1株当たり純資産額 111,749.90円	1株当たり純資産額 108,073.37円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第2四半期累計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成21年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成22年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額 6,764.61円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 5,446.48円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成21年5月1日 至 平成21年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成22年5月1日 至 平成22年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	61,429	49,459
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	61,429	49,459
期中平均株式数(株)	9,081	9,081
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第2四半期会計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)	当第2四半期会計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額 3,613.20円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 4,239.22円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成21年10月31日)	当第2四半期会計期間 (自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	32,811	38,496
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	32,811	38,496
期中平均株式数(株)	9,081	9,081
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第2四半期会計期間(自 平成22年8月1日 至 平成22年10月31日)

(株式取得による会社等の買収)

当社は、平成22年11月17日開催の取締役会において、NISリース株式会社が会社分割(新設分割)によって設立した株式会社トラスト&グロースの株式の100%を取得し、同社を子会社化することを決議し、同日付けで株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、平成22年11月30日に同社の株式の100%を取得いたしました。

1. 株式取得による子会社化の目的

株式会社トラスト&グロース社は、与信管理のノウハウを保有しており、同社を子会社化し当該ノウハウを取得することが、当社の中小企業決済等の事業拡大の促進に繋がると判断し、同社の全株式を取得、子会社化することといたしました。

2. 株式取得の相手先

NISリース株式会社

3. 株式取得する会社の概要

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| (1) 商号 | 株式会社トラスト&グロース |
| (2) 代表者 | 代表取締役社長 武田 浩和 |
| (3) 本店所在地 | 東京都千代田区九段南四丁目2番11号市ヶ谷フィナンシャルビル8F |
| (4) 主な事業内容 | 売掛保証事業 |
| (5) 資本金 | 50百万円 |
| (6) 発行済株式総数 | 10,000個 |

4. 株式取得の時期

平成22年11月30日

5. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 異動前の所有株式数 | 0株 |
| | (議決権の数 : 0株) |
| | (所有割合 : 0%) |
| (2) 取得株式数 | 10,000株 |
| | (議決権の数 : 10,000個) |
| | (発行済株式数に対する割合 : 100.0%) |
| | (取得価額 : 270百万円) |
| (3) 異動後の所有株式数 | 10,000株 |
| | (議決権の数 : 10,000個) |
| | (所有割合 : 100.0%) |

6. 支払資金の調達方法

自己資金(一部、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行により賄っております。)

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

8. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

(無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、平成22年11月17日開催の取締役会において、第三者割当により発行される第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換価格固定型)(以下「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権を「本新株予約権」という。)の発行を決議し、平成22年12月6日に払込が完了いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 社債の総額	99百万円
(2) 各社債の金額	3百万円
(3) 社債の利率	年7.5%
(4) 社債の払込金額	各社債の金額100円につき金100円
(5) 社債の発行価格	各社債の金額100円につき金100円
(6) 社債の償還金額	各社債の金額100円につき金100円
(7) 払込期日(新株予約権割当日)	平成22年12月6日
(8) 償還期限	平成27年12月5日
(9) 担保・保証の有無	なし
(10) 本新株予約権付社債に付された新株予約権の数	33個
(11) 新株予約権と引換えにする金銭の払い込みの要否	要しない
(12) 新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
(13) 新株予約権の行使請求期間	平成22年12月6日から平成27年12月5日まで
(14) 新株予約権行使に際して出資される財産の内容及びその価額	①各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本新株予約権付社債についての社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ②各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式数の数を算定するにあたり用いられる価額(転換価額)は、金150,000円とする。なお、株式が分割等を実施した場合においては転換価額の調整を行うが、いわゆるMSCBに該当しうるような株価の下落による転換価額の修正は行われない。
(15) 資金の使途	株式会社トラスト&グロースの株式取得費用を賄っております。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当第2四半期会計期間末におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年12月 7 日

株式会社ラクーン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 隆 司 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々田 博 信 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成21年5月1日から平成22年4月30日までの第14期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年8月1日から平成21年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年5月1日から平成21年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成21年10月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年12月8日

株式会社ラクーン

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 松野 雄一郎 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々田 博信 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラクーンの平成22年5月1日から平成23年4月30日までの第15期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年8月1日から平成22年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年5月1日から平成22年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラクーンの平成22年10月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月17日開催の取締役会において、株式会社トラスト&グロースの全株式を取得し子会社化することを決議し、平成22年11月30日に同社の全株式を取得した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。